

令和6年度 福祉系高校修学資金 募集要項

1. 事業の概要

この事業は福祉系高校（※）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸付け、若者の介護分野への参入促進及び介護人材の確保を目的としています。

福祉系高校に在学中の修学準備金の他、介護実習費や就職準備金等を貸付けます。また、福祉系高校を卒業後、国家資格を取得し、山形県内で3年間継続して介護職員等の業務に従事した場合は返還が全額免除されます。

（※）社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校（以下、同じ）

貸付対象者	（※次のすべてを満たす方） ① 福祉系高校に令和6年4月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内において介護職員等の業務に従事しようとする方 ② 他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方
貸付金額	① 修学準備金 3万円以内（入学時） ② 介護実習費 3万円以内（年額） ③ 国家試験受験対策費用 4万円以内（卒業時） ④ 就職準備金 20万円以内（卒業時）
貸付期間	令和6年4月分から（福祉系高校の正規の修学期間を限度とします）
資金の交付	貸付契約後、貸付金は年1回指定の口座に振り込みます。
貸付利子	無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します）
連帯保証人	1名必要（法定代理人）
返還の免除	福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、山形県内において介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は返還が全額免除されます。 福祉系高校卒業後に進学した場合は、進学先を卒業するまで返還を猶予することができます。（進学先を卒業後の取り扱いと同様）
返還の場合	退学した場合や卒業後1年以内に介護職員等として従事しなかった場合、県内の介護事業所等で介護業務に従事する意思がなくなった等の場合は修学資金の返還となります。 返還は原則一括による返還とします。山形県内で業務従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ月賦が可能です。月賦の場合、返還期間は貸付けを受けた期間内とします。

2. 「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」への移行

福祉系高校を卒業後、県内の介護事業所等において介護職員以外の福祉分野の業務（相談業務や障害福祉職員等）に就いた場合は「福祉系高校修学資金返還充当資金」を貸付け、福祉系高校修学資金の返還に充てることにより「福祉系高校修学資金」から「福祉系高校修学資金返還充当資金」へ支援を移行します。この場合、修学生側で手続きの必要はありません。返還や返還の責務の免除の運用は「福祉系高校修学資金」に準じます。

3. 令和6年度貸付決定予定者数

福祉系高校修学資金 21名 程度

※申請書、添付書類、その他指定様式は、
山形県福祉人材センターのホームページ
からダウンロードできます。
<https://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>

4. 申請の手続き

(1) 申請の期限 令和6年6月21日(金) 必着

※ 在学する福祉系高校を経由して山形県社会福祉協議会に提出してください。
(郵送の場合は、簡易書留郵便で郵送してください。)

(2) 提出書類

- ① 修学資金貸付申請書(第1号様式)
- ② 福祉系高校の在学証明書
- ③ 福祉系高校長の推薦状(第2号様式)
- ④ 住民票謄本(世帯員全員が記載された住民票、発行後3カ月以内、本籍記載有、個人番号無)
- ⑤ 申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類(同居祖父母も該当)
 - ア) 給与所得のみの場合
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)
 - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合
→ 確定申告書の写し又は所得証明書
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑥ 保証人となる方の収入を証明する書類(上記⑥参照)
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 返信用封筒・通信用切手
(返送先の住所・氏名を明記した返信用封筒(角2・240mm×332mm)と140円分の切手)

(注1) 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(注2) 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。

(注3) 提出された書類は返却しません。

5. 貸付可否の決定(事務手続きの予定)

申請期限後に審査し、7月下旬頃までに結果をお知らせします。

貸付が決定した場合、契約締結(借用書等の提出)をし、9月頃指定口座に令和6年度分を送金します。

6. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

ホームページ <https://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>